

6-6
645

日本学術会議会員選挙説明書

二五、五、一

日本学術会議選挙管理会

一 選挙期日

本年十二月十日である。

二 有権者の資格

有権者（会員の選挙権及び被選挙権を有する者）は、本管理会の審査によつて認定されるが、その資格は次の通りである。

有権者は、科学又は技術の研究⁽¹⁾者であることが、研究論文又は業績報告⁽⁵⁾に基いて客観的に判定できるものであつて、かつ、次の資格の一つを有する日本国民でなければならない。

(イ) 旧大学令による大学卒業後二年（来る十二月十日現在）以上の者。

(ロ) 旧専門学校令による専門学校、旧師範教育令による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年（来る十二月十日現在）以上の者。

(ハ) その他研究歴五年（来る十二月十日現在）以上の者。

解説

千葉	7
----	---

VI-596

(1) 「科学の研究者」

人文・社会・自然諸科学の基礎・応用のすべての部門に属する研究者を意味し、必ずしも研究機関に勤務する者に限らない。但し、日常の業務が科学に関連している者（例えば教員・行政官・司法官・弁護士・会社員・銀行員・医師等、あるいは既設の施設による観測・測定等機械的に行う業務に従事する者）又は科学の愛好者（例えば学会誌の購読会員等）であつても、それだけでは研究者とは認められない。

(2) 「技術の研究者」

科学に連結して研究的態度をもつて技術に従事する者を意味し、必ずしも研究機関に勤務する者に限らない。但し、日常の業務が技術に関連している者（例えば設計場における製図作業・機械の運轉・保守等機械的に行う業務に従事する者）であつても、それだけでは研究者とは認められない。

(3) 「であること」

現に研究に従事していることを建前とする。しかし、かつて、優れた研究者であつて、老齢その他の事情により、現在は直接研究に従事してはいないが、その活動が科学に寄與する者は含まれる。

(4) 「研究論文」

学術上の著書、あるいはしかるべき学術雑誌等に掲載発表された論文、又はしかるべき学会・研究機関に、文書をもつて提出し機関誌等に掲載する価値あるものと認められて受理されたものを意味する。

(5) 「業績報告」

しかるべき学会・機関主催の発表会等において口頭で発表した研究業績報告、及び文書又は口頭により行われた業績報告（例えば学術上価値ある翻訳・鑑定書・調査書・大建造物工事報告・パイロットプラント建設報告等）の如き研究論文に準ずるものをいう。この場合発表が公開・非公開でなされたかは問わない。

学術上価値ある特許明細書はこれに準ずる。

(6) 「二年以上」、「四年以上」

單なる時間的経過であつて、研究歴二年又は四年以上の意味ではない。

(7) 「これらの学校と同等以上の学校」

例えば、元神宮皇学館・水産講習所・高等商船学校・高等遞信講習所・中央氣象台附属技術員養成所・鉄道教習所専門部等をいい、旧制高等学校・大学予科は含まれない。

(8) 「大学卒業」、「専門学校卒業」

大学・専門学校卒業者と同等以上の学力を有する者と認める国家試験合格者及び外国の大学・

専門学校卒業者は、右に準じて取扱われる。

(9) 「研究歴五年(来る十二月十日現在)以上」

研究歴は、研究的態度をもつて研究に従事し始めたときから起算し、単に学会に入会したとき又は、研究機関等に勤務し始めたときからではない。例えば研究生となつたとき、研究助成金・奨励金の交付を受けたとき等から起算する。過去の研究歴が通計五年以上の者は勿論、今後も引き続き研究に従事することが予想され本年十二月十日までに研究歴五年以上に達する者も含まれる。

三 有権者の登録

(一) 有権者として選挙権を行使するためには、日本学術会議事務局に備えた各都ごとの有権者名簿に登録されなければならない。

(二) 有権者名簿に登録された者でなければ、被選挙権も認められない。

(三) 登録を求めようとする者は、本管理会から送付する所定の登録カード二部に所要事項を記入し、必要な場合には、その一方の裏面に要旨を記入し、証明を受けて、七月二十日までに本管理会に提出しなければならない。

(記載に際しては同封の「登録カード記載注意書」を参照のこと。)

(四) 第一回日本学術会議会員選挙に際し、有権者名簿に登録された者も、改めて登録する必要がある。

四

(五) 登録に際しては、日本学術会議法別表の専門別のうちから、自己に最も関連の深い専門を一つだけ選定し、その専門と、その専門の所属する部及び自己の所属する地方区とを、記載しなければならぬ。

四 登録カード締切日 来る「七月二十日」である。「締切日」に必ず間に合うように提出すること。

五 登録カード送付先 東京都台東区上野公園、日本学術会議選挙管理会

六 有権者の認定

(一) 本管理会は、登録カードに記載された事項により有権者を認定する。

(二) 認定のため必要があると認める場合には、資料の提出を求めることがある。

七 有権者名簿

(一) 本管理会は、有権者と認定した者の名簿を作成する。

(二) 有権者名簿は、各都ごとに作成し、地方区、専門別、住所氏名を記載する。

(三) 有権者名簿は、左により縦覧に供する。

		縦覧場所	縦覧期間
北海道	札幌市 室蘭市	北海道大学事務局 富士製鉄株式会社輪西製鉄所会議室	
東北	仙台市 弘前市	東北大学事務局 弘前大学事務局	

五

VI-596

關東	東京都台東区 上野公園 新鴻市 新鴻大学事務局 日本學術會議事務局	九月十一日から 九月二十日まで
中部	名古屋大学事務局 金澤大学事務局 松本市 信州大学事務局	
近畿	京都市 京都大学事務局 大阪市 大阪大学医学部記念会館	
中国・四国	岡山市 岡山大学事務局 廣島市 廣島大学事務局 米子市 鳥取大学米子医科大学 高松市 香川大学事務局	
九州	福岡市 九州大学事務局 熊本市 熊本大学事務局	

六

八 有権者名簿の記載に関する異議の申立

(一) 有権者名簿の記載に関して異議のある者は、九月二十一日から九月三十日まで本管理会に對して、これを申立てることができる。

(二) 異議申立に際しては、登録カードに記載した地方区、部、専門別を明記しなければならない。

九 選挙の実施及び方法

(一) 会員の選挙は、全国区と地方区とに分け、七つの部ごとに同時に行われる。

(二) 会員の定員は、各部三十人づつ総計二百十人であつて、日本學術會議法別表の通り、全国区定員と地方区定員とに分けられ、更に全国区定員は、専門別定員と、専門にかかわらない定員とに分けられる。

地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで満される。

(三) 地方区は、左の通りである。

- 1 北海道
- 2 東北(青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣)
- 3 関東(茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、新潟縣、山梨縣)
- 4 中部(富山縣、石川縣、福井縣、長野縣、岐阜縣、静岡縣、愛知縣、三重縣)
- 5 近畿(滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣)
- 6 中国・四国(鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣)
- 7 九州(福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣)

(四) 選挙は、投票によつて行う。

有権者は、所定の投票用紙に、選出しようとする者の氏名を自ら記載して、これを本人より直

七

VI-596

接管理会へ、選挙の期日までに到達するように送付しなければならない。

八

(五) 投票は、有権者の所属する部の被選挙権を有する何人(立候補者、被推薦者に限らない)に對しても、これを行うことができる。

(六) 全国区選挙の投票は、三人を連記する。そのうち一人は、自己と同じ専門に属する者から、二人は専門にかかわりなく自己と同じ部に属する者からこれを選ぶものとする。

(七) 地方区選挙の投票は、單記とする。この場合は、専門にかかわりなく自己と同じ部に属し、かつ同じ地方区に属する者からこれを選ぶものとする。

(八) 有権者は、同一人を全国区及び地方区(両方に投票することができない)。

(九) 投票用紙は、十一月十日頃各有権者に送付する。

一〇 立候補及び候補者推薦

(一) 有権者は、全国区若しくは地方区いずれかに、又は両者に同時に立候補し又は推薦されることが出来る。推薦者は、五人以上の有権者又は学会若しくは研究機関でなければならぬ。

(二) 立候補については本人が、推薦については推薦者が本人の承諾を得て、九月二十一日から十月五日までに、所定の様式によりその旨を本管理会に届出なければならない。(様式一、二、三、四、参照)

(三) 全国区と地方区との立候補届、候補者推薦届は別通にしなければならない。

(四) 会員に就仕するには、公職適格の確認を必要とするから、公職追放令(昭和二十二年勅令第 一 号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令)該当者は、立候補し又は推薦されることを遠慮すること。

一一 候補者名簿

(一) 本管理会は、立候補者及び被推薦者の名簿を各部ごとに調製し、これを十一月十日頃投票用紙とともに各部ごとの有権者に送付する。

(二) 候補者名簿には、立候補者又は被推薦者の氏名、年齢、住所、職業及び略歴又は簡単な意見を記載する。但し、被推薦者については推薦学会・機関名、推薦者代表者の氏名を記載する。

一二 当選人の決定

(一) 全国区選挙の得票は、専門別のものと同様に専門にかかわらないものを通計して、専門別のものから先に当選人を定める。

(二) 有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。

(三) 同一人が全国区と地方区の両方で当選したときは、全国区で当選したものとみなす。

(四) 当選人が決定したときは、本管理会は直ちに当選人に当選の旨を告知し、同時に当選人の氏名を公示する。

(五) 当選人は、当選の告知を受けた日から十日以内に限り辞任することができる。但し、立候補

九

VI-596

者又は被推薦者は辞任することができない。

(六) 当選人は、昭和二十六年一月二十日会員に就任し、その任期は三年である。

(七) 地方区で当選した者が、轉勤その他の事由により、その所属地方区を変更した場合には、会員としての資格を失う。

(八) 会員に欠員を生じたときは、全国区、地方区ともあらかじめ選挙管理会の指定する次点者をもつて補充する。

右の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 その他

(一) 有権者は、選挙に関して異議があるときは、当選人の公示の日から二十日以内に本管理会に對してこれを申立てることができる。

(二) 右の申立は、本管理会においてこれを決定する。

(三) 選挙に関して不正行爲をした者は、選挙権及び被選挙権を失う。不正行爲の認定及び選挙権・被選挙権を失う期間の決定は、本管理会が行う。

(四) 以上の決定に不服である者は、その決定の日から二十日以内に日本学術会議に對し再審査を求めることができる。

様式(一)

立 候 補 届 (用紙B4判)

立 候 補 届

住 所

主 勤 務 先

職 名

主 所 属 学 会 名
職 名

昭和二十五年 月 日

(楷書、ふりがなをつけること)

名 氏

〇〇才(十二月十日現在の年齢)
年 月 日生

日本学術会議選挙管理会御中

私は第二回日本学術会議会員選挙に左記により立候補いたします。
記

- 一、全国区、地方区の別 全国区又は〇〇地方区
- 二、登録した部・専門別 第〇部〇〇学
- 三、略歴又は意見 (一行十七字、六行以内。必らず楷書のこと。)

備考

- 一、全国区と地方区の届は別紙とすること。
- 二、郵送の場合には、封筒の表に立候補届在中と明記し、書留とすること。

VI-596

様式(二)

候補者推薦届(学会・機関の場合)

(用紙B4判)

11

候補者推薦届

昭和二十五年 月 日

推薦学会・機関名

責任者職名 氏

名 ㊦

日本学術会議選挙管理会御中

本学会・機関は、第二回日本学術会議会員選挙に左記の者を候補者として推薦いたしますから、ここに別紙承諾書を添えてお届けいたします。

記

- 一、候補者氏名 (楷書、ふりがなをつけること)
- 二、生年月日、年齢 年 月 日生 ○○才(十二月十日現在の年齢)
- 三、全国区・地方区別の 全国又は○○地方区
- 四、本人が登録した部・専門別 第○部○○学
- 五、住所
- 六、主な勤務先職名
- 七、主な所属学会名職名

備考

- 一、全国区と地方区の届は別紙とすること。
- 二、候補者推薦届は被推薦者一人ごとに別紙とすること。
- 三、推薦者が二以上の学会・機関連名の場合には、それぞれ連記捺印し、その代表のものを明記すること。
- 四、必ず本人の承諾書を添付すること。
- 五、この届を郵送する場合には、封筒の表に候補者推薦届在中の旨を明示し、書留とすること。

様式(三)

候補者推薦届(有権者の場合) (用紙B4判)

推薦者代表

氏

名 ㊦

昭和二十五年 月 日

日本学術会議選挙管理会御中

私外何名は第二回日本学術会議会員の選挙に左記の者を候補者として推薦いたしますから、ここに別紙承諾書を添えてお届けいたします。

記

- 一、候補者名 (楷書、ふりがなをつけること)
- 二、生年月日、年齢 年 月 日生 ○○才(十二月十日現在の年齢)
- 三、全国区・地方区別の 全国区又は○○地方区

13

VI-596

- 四、本人が登録した部・専門部 第〇部〇〇学
- 五、住所
- 六、主な勤務先
職名
- 七、主な所属学会名
職名

推薦者

所属地方区	所属部	専門別	住所	氏名	名	印

備考

- 一、全国区と地方区との届は別紙とすること。
- 二、候補者推薦届は、被推薦者一人ごとに別紙とすること。

- 三、推薦者は、有権者三名以上の連記とし、その代表者名をもつて届け出ること。
- 四、必ず本人の承諾書を添付すること。
- 五、この届を郵送する場合は、封筒の表に候補者推薦届在中の旨を明示し、書留とすること。
- 六、用紙不足の場合は、同じ大きさの紙(B4判)に続け、とち合せること。

様式(四)

承諾書 (用紙B4判)

承諾書

住所
氏名

印

昭和二十五年 月 日

私は、第二回日本学術会議会員選挙に左記により候補者として推薦されることを承諾いたします。

記

- 一、全国区、地方区の別 全国区又は〇〇地方区
- 二、登録した部・専門別 第〇部〇〇学
- 三、略歴又は意見 (一行十七字、六行以内。必ず楷書のこと)

VI-596

備考

推薦届一通ごとに承諾書一通を添付すること。



(柏葉印刷株式会社納)

VI-596